

地域子どもの居場所づくり体制強化業務プロポーザル実施要項

山口県が実施する地域子どもの居場所づくり体制強化業務を委託する法人等をプロポーザル方式により選定します。

地域子どもの居場所づくり体制強化業務の実施について、企画提案書及び見積書をもとに、あらかじめ公表する選定基準により選定を行い、受託者を決定します。

1 業務の概要

(1) 事業実施主体

山口県（健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課）

(2) 委託業務名称

地域子どもの居場所づくり体制強化業務

(3) 業務の目的

全ての子どもが、安心・安全に過ごすことができる多くの居場所で、様々な学びや体験活動の機会に接しながら成長し、主体性や想像力を十分に発揮して社会で活躍できるよう、市町の体制整備や民間団体等の取組を支援し、こども食堂の開設や学習支援、体験機会の提供など、子どもの視点に立った多様な子どもの居場所づくりを推進する。

(4) 委託業務内容

別紙「地域子どもの居場所づくり体制強化業務仕様書」のとおり

(5) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(6) 予算限度額

10,241,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 山口県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに

業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第214号）に基づく資格審査を受けて、業務委託について入札参加資格を有する者であること。

(4) この手続の開始の日から令和8年3月16日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

3 実施要項の配布・質問の受付・説明会について

(1) 実施要項の配布

令和8年3月2日（月）午前9時から同年3月9日（月）午後5時まで、山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課のホームページの「地域子どもの居場所づくり体制強化業務公募型プロポーザルの実施について」に掲載することにより行う。

(2) 質問の受付

- ① 受付期限：令和8年3月11日（水）午後3時
- ② 受付方法：質問票（様式第4号）をメール又はFAXで送付すること
- ③ 回答：質問に対する回答は、令和8年3月12日（木）までに山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課のホームページに掲載する。

(3) 説明会

プロポーザルの実施に係る説明会は実施しない。

4 応募方法等

(1) 提出方法

持参又は書留郵送による。

(2) 提出場所

山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課

(3) 提出期限

令和8年3月16日（月）正午（必着）

(4) 応募書類

- ア 業務企画提案書（様式第1号）
- イ 実施計画書（様式第2号）
 - ・必要に応じて、参考資料を添付すること。
- ウ スケジュール（A4版：任意様式）
 - ・契約日から業務完了までのスケジュールを記載すること。

・スケジュールの作成に当たっては、次の点に留意すること。

企画案の打ち合わせや検討時間も考慮すること。

実務において変更する可能性があること。

エ 参考見積書（A4版：任意様式）

・受託業務に係る全ての経費を計上（消費税及び地方消費税込）すること。

・経費の明細を明らかにすること。

5 審査の方法等

（1）資格の確認

応募書類提出後、こども家庭課において、応募資格の適否について確認する。確認の結果、資格が無いと認めた者に対しては、その旨及び選考委員会で審査を行わないことを通知する。

（2）審査

応募資格を満たしている者を対象に、選考委員会で書類審査を実施の上、下記の審査基準をもとに総合的に評価し、最優秀提案者を選定するものとする。

[審査基準]

審査項目及び配点は次のとおり。

項目	配点
1 実施方針【20点】	
○ 本県の子どもの居場所等の現状を踏まえた提案がされているか。	10
○ 業務に対する意欲や積極的な姿勢が感じられるか。	
○ 業務を着実に遂行するための実施体制、実施計画書、実行スケジュールとして明確か。また、県や関係機関と適宜、実施内容を協議しながら業務が遂行できるか。	10
2 業務内容【60点】	
（1）子どもの居場所同士や関係機関等のネットワークの形成	
○ 県、市町、民間団体、子どもの居場所等との適切な情報等の連携ができ、つなぎの機関としての役割を果たすことができるか。	10
（2）子どもの居場所に関する地域資源・子ども・若者のニーズの把握【重点】	
○ 子どもの居場所に関する子ども・若者のニーズの把握方法が具体的か。	15
○ 子どもの居場所に関する地域資源の把握方法が具体的であり、把握の結果が業務の実施に活かせる提案となっているか。	
（3）相談対応・子どもの居場所の立ち上げ支援	
○ 相談対応時間や受付方法は、相談者が相談しやすい環境が期待できるか。	5
○ 子どもの居場所の立ち上げを希望する方への支援方法は有効か。	
（4）子どもの居場所の運営者等への人材育成等	

○ 開設希望者、ボランティア希望者等に対する実効的な研修会の内容となっているか。	5
(5) 子どもの居場所に関する情報発信	
○ 子どもの居場所に関する広報手法は、子ども・若者への広報効果が期待できるか。居場所に行きたいと思えるような工夫が提案されているか。	5
(6) 県内の子どもの居場所づくりの取組状況等のとりまとめ【重点】	
○ 子どもの居場所に関する地域資源、子ども・若者のニーズの把握結果の取りまとめに関する方法が有効か。 ○ 市町、市域・圏域ネットワーク、地区推進コーディネーターの取組状況の把握、中期の成果と課題の聞き取りと抽出の方法が有効で、その内容を踏まえて、県その他関係機関の取組に活かせるか。	15
(7) 業務仕様書に掲げる令和8年度の目標	
○ 提案内容は、業務仕様書に掲げる令和8年度の目標の実現が可能か。	5
3 実施体制【10点】	
○ 本業務を計画的に実施するのに必要な人員が割り当てられ、十分な体制となっているか。 ○ 個人情報の管理に関する考え方は適切か。	10
4 実績・その他【10点】	
○ 類似する業務実績があり、優位性が認められるか。 ○ 経費の内訳が明確であり、妥当性があるか。	10
合 計	100

- ・審査委員が評価し、対応する点数を記入する。
- ・合計点が最も高い事業者を1者選定する。
- ・審査委員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ・応募者が1者の場合、最低基準点を満たす者については、当該提案者を契約候補者とする。最低基準点に満たない場合は応募者に再提出を求め再度審査を実施するものとし、提案者がいない場合には、再度公募を実施する。
- ・同点の場合は、価格（見積書）により判断する。

(3) 審査対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外する。

- ・応募資格の無い者が提案したとき。
- ・提出された参考見積書（消費税及び地方消費税含む。）が、前記1（6）で定める契約金額の上限額を超える場合。
- ・定められた提出方法、提出先、期限に適合しない場合。
- ・提案書類等に虚偽の記載内容があった場合。

- ・実施要項に違反又は著しく逸脱した場合。
- ・その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正な行為があった場合。

(4) 審査結果

審査結果による採用の可否は、応募のあった事業者に通知する。なお、審査内容についての質問や異議は受け付けない。

6 契約

- ・前記5（2）により選定された最優秀提案者から見積書を徴収し、委託内容を協議の上、業務委託契約を締結する。なお、選定は、提案内容をそのまま了承するものではなく、提案内容の一部について変更や修正を依頼する場合がある。協議が整わない場合は、次点の者と協議を開始する。
- ・協議に当たり、提案された内容・金額について変更が生じる場合がある。

7 その他

- ・県は、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、計画を変更又は中止することがある。
- ・企画提案に必要な費用は、応募者の負担とする。
- ・応募資料については返却しない。
- ・業務に当たっては、他者の知的所有権を侵害しないよう特に留意すること。
- ・応募資料は、山口県情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となること。

【問い合わせ先】

山口県 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課 青少年・家庭福祉班（青少年担当）
〒753-8501 山口市滝町1番1号
電 話：083-933-2634 FAX：083-933-2799
メール：a11800@pref.yamaguchi.lg.jp